

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：電波法及び放送法の一部を改正する法律案

規制の名称：免許状等の返納義務、登録検査等事業者への登録証の返納義務及び揭示義務の廃止並びに免許状等及び登録証の訂正を受ける義務の廃止

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

評価実施時期：令和7年2月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

ii

(該当理由)

①返納義務及び揭示義務の廃止

- ・規制の廃止措置により顕在化する新たな負担の発生は見込まれない。行政費用は、主に無線局の免許若しくは登録若しくは基幹放送事業者の認定（以下「免許等」という。）又は登録検査等事業者の登録が失効したことを記録するための人件費が想定されるが、人件費は 690 万円程度であるため、当該状況に鑑みるとこれらの負担の合計が 10 億円以上となることは見込めない。

②訂正を受ける義務の廃止

- ・規制の廃止措置により顕在化する負担及び行政費用の発生は見込まれない。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が1回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの(様式2—①)

1 規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

- ・ 情報通信技術の進展等に対応した電波法及び放送法における規制の合理化を図るため、無線局の免許状、登録状及び基幹放送事業者の認定証（以下「免許状等」という）及び登録検査等事業者の登録証のデジタル化の措置を講ずる。

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 近年、政府全体として、個々の行政手続やこれに関する行政機関の事務及び民間事業者の業務処理に係る一連のプロセスがデジタルで完結する「デジタルファースト原則」を推進している（デジタル手続法第2条参照）。電波法に基づく行政手続についても、特に多数の無線局を運用する携帯電話事業者や放送事業者から、免許等関連手続（免許又は登録に関連する変更・承継・廃止等の手続をいう。以下同じ。）について、デジタル化による迅速化への要望がなされていることを踏まえ、行政及び免許人等双方の事務の効率化や負担軽減に資するデジタル化を更に推し進める必要がある。例えば、電波法第103条に基づく手数料収入の約9割が免許等関連手続に関するものであり、このうち免許状等の交付に要する事務コストは、書面による交付の場合と比べてデジタル化が実現すれば約1割減となると見込まれることから、免許状等又は登録検査等事業者の登録証の交付等のデジタル化を推進することが必要である。
- ・ 登録検査等事業者の登録証は、当該事業者が真正な登録を受けていることや登録を受けた内容について、検査・点検サービスを利用する免許人又は登録人が容易に確認し得る状況としておくために、当該事業者の事業所の見やすい場所に掲示させるために交付するものであるが、広く普及したインターネットの活用によって掲示の目的を容易に果たすことができるようになったことを踏まえ、掲示義務の在り方を含めて見直すことが必要かつ適当である。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

①返納義務及び掲示義務の廃止

- ・ 総務大臣は、免許等について、従来の免許状等の交付に代えて、免許記録等を免許人等の閲覧に供する仕組みを整備する。
- ・ 免許等が効力を失ったときは、免許記録等に失効の旨を記録することとし、免許人等の免許状等の返納義務を廃止することとする。
- ・ 登録証の交付に代わる制度として、総務大臣は、登録検査等事業者に係る一定の事項を記録した電磁的記録を作成するとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を、現行の登録検査等事業者登録簿に代わる登録検査等事業者登録ファイルに記録しなければならないこととし、当該ファイルに記録されている事項の一部をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととした上で、総務大臣による登録証の交付並びに登録検査等事業者による登録証の掲示義務及び返納義務を廃止することとする。

②訂正を受ける義務の廃止

- ・ 免許状等及び登録証の廃止に伴い、免許状等及び登録証に記載した事項に変更が生じた場合において免許状等及び登録証の訂正を受ける義務を廃止することとする。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

①返納義務及び掲示義務の廃止

- 無線局の総数は約3億局であり（令和6年4月時点）、また、年間約92,000件の免許状等の返納が予想されており、これらの免許状等の返納義務を廃止することにより行政手続の効率化と免許人等の負担軽減が見込まれる。

1件当たりの窓口届出にかかる時間を30分とし、国家公務員の時給単価をおよそ1,491円（※1）とし、免許人の時給単価を3,072円（※2）とすると、返納義務廃止による効果は、年間約2億900万円と推計される。

※1 時給単価1,491円の考え方

231,049円（令和5年国家公務員給与等実態調査における行政職俸給表（一）2級職員の平均俸給額231,049円）÷（7.75時間×5日×4週間）

※2 時給単価3,072円の考え方

5,303,000円（令和5年分民間給与実態統計調査（国税庁）における令和5年分の平均給与額（正規、年間））÷1,726時間（労働統計要覧（厚生労働省）の年間総労働時間（実労働時間数）事業所規模30人以上（令和5年））

- 現行の登録証に記載されている事項をインターネットその他の方法によって公表することにより、免許人は登録検査等事業者の事業所に行き登録証を確認することなく登録検査等事業者等が真正な登録を受けていることを確認することができる。

②訂正を受ける義務の廃止

- 免許状等の訂正を受けるため、年間約56,000件の免許状等の提出が予想されており、これらの免許状等の提出が不要となり、行政手続の効率化と免許人等の負担軽減が見込まれる。

3 負担の把握

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

①返納義務及び掲示義務の廃止に伴う負担

②訂正を受ける義務の廃止に伴う負担

- 既に交付されている免許状等及び登録証は、法案が成立した場合において公的な証明書としての性格は有さなくなり、これらを廃棄する等の処分を求めないため、返納義務及び掲示義務の廃止並びに訂正を受ける義務の廃止に伴う負担の発生は見込まれない。

<行政費用>

①免許状等の返納義務の廃止に伴う費用

- 失効の旨の記録のシステムへの入力に要する人件費について、1件当たりの入力時間を3分とすると、1年間の返納の件数が約92,000件、時給単価をおよそ1,491円とすると、行政費用は約690万円と推計される。

②登録証の返納義務及び掲示義務の廃止に伴う費用

- 発生する費用として、公表ページの作成などが考えられるが、事業者のインターネット公表は現在も実施されているため、追加的な行政費用は発生しない。

③訂正を受ける義務の廃止に伴う費用

- 訂正を受け付けて処理を行う行政事務がなくなるほか、既に交付されている免許状等及び登録証は、法案が成立した場合において公的な証明書としての性格は有さなくなり、これらを廃棄する等の処分を求めないため、追加的な行政費用も発生しない。

4 利害関係者からの意見聴取

【緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 総務省の有識者会議において「無線局の免許手続等をデジタル処理で完結しエンドツーエンドでのデジタル対応をすることは、コストの削減など官民の関係者全体の利益につながる」とされた。
- ・ 事業者からは、「無線局免許手続きの簡素化・迅速化のため原則電子化を推進すべき」「電子データのみでの免許申請手続きについて、利用者の利便性向上及び行政運営の効率化の観点から賛同」といった意見が意見募集において寄せられた。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会（令和5年11月～令和6年8月）

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ 以下、総務省 HP において公表済み。
- ・ デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会：

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/digital_business/index.html

5 事後評価の実施時期

【緩和・廃止】

- ・ 本改正の施行状況を踏まえ、法案が成立した場合における施行後3年を目途に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。